

令和4年8月26日

保護者の皆様

守口市教育委員会事務局
教育部 保健給食課

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和4年7月22日付で、濃厚接触者の待機期間が7日間から5日間に短縮されたことを受け、守口市教育委員会としましても、濃厚接触者に特定された児童生徒の出席停止の期間を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

記

児童生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性者等となった場合の対応について

- ①「陽性者」となった場合（※これまでの対応と変更はありません）

保健所が示す療養期間は「出席停止」となります。

陽性者となった場合の療養期間（R4.8.26 現在）	
症状あり	発症日の翌日から10日間（発症日を0日目として）
症状なし	検体採取日の翌日から7日間（検体採取日を0日目として）

- ②「濃厚接触者」に特定された場合（※自宅待機期間が変更されました）

保健所が示す自宅待機期間は「出席停止」となります。

濃厚接触者に特定された場合の自宅待機期間等（R4.8.26 現在）	
陽性者と最後に接触した日から5日間（最終接触日を0日目として）	
※ただし、健康観察は7日間経過するまで実施	

◇ご家庭の事情等で、薬事承認された抗原定性検査キットを使用し、2日目及び3日目で陰性を確認した場合には3日目から解除が可能となっています。その際は、学校までご連絡ください。

◇学校内で陽性者が判明した際、保健所の指導のもと疫学調査を行い、濃厚接触の可能性のある児童生徒については、同様に出席停止となります。